

令和6年 第6回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年6月26日(水) 10時00分
 場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題 (12件)

- 高農議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 高農議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第22号 非農地証明願出のこと(1)
- 高農議第23号 農地利用集積計画の決定について(1)
- 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)
- 報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
- 報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)

○出席委員 (14名)

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	野村 富夫
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子	12番	芦谷 博務
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	鵜鷹 一成
	事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	副主幹	尾塩 昌昭
-------	-----	-------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第6回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第19～23号の6件、報告第21号～報告第23号の6件、併せて12件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第6回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により

13番 杉田委員、及び 14番 宮下委員よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。

高農議第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

申請番号1番について、事務局、説明願います。

事務局

高農議第19号は農地法第3条第1項の許可申請で、2件でございます。

(高農議第19号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番について、阿弥陀地区お願いします。

■番

事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご質疑並びにご意見なしと認め、申請番号1番は承認することといたします。

続いて、申請番号2番の議事に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限の規定により、農業委員は総会において、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係のある、議事に参与することができません。議席番号■番■番はご退席願います。

■番

(退室)

議 長

申請番号2番について、事務局、説明願います。

事務局

(高農議第19号、2番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明と事前に行いました聞き取り調査の報告をお願いしたいと思います。2番について、北浜地区お願いします。

■番

事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第19号は承認されました。

ここで、退席された委員は着席願います。

■番
議長

(入室)

退席された委員に報告します。議案第19号番号2は承認されましたので、議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、承認することと決定いたしました。

次に進みます。

続きまして高農議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議20号は、農地法第4条第1項の許可申請で、1件ございます。

(高農議第20号を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。

■番
議長

事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員
議長

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第20号は承認されました。

続きまして高農議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第21号は、農地法第5条第1項の許可申請についてでございます。

(高農議第21号を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保地区お願いします。

■番
議長

事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員
議長

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので高農議第21号は承認されました。

続きまして高農議第22号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第22号は、非農地証明願出のことでございます。

(高農議第22号を読み上げる)

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。曾根地区お願いします。

■番

この農地は市街化区域で、周囲は全て家が建っています。また、非農地となっ

てから20年以上経過しています。曾根地区としては、非農地証明は承認する方向で決定しています。

議長

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■番

農地を復元すれば、野菜を作れる状況になりませんか。

■番

周りが家で、地上げもしていますし、公共下水道の公共樹も設置されています。重機を入れて、土を入れて農地に復元することは難しいと思います。

■番

上土を入れることで、周りに家があっても農地が復元できるのではと思います。

■番

所有者が遠方であることも考えると、農地を復元しても継続的に農業を続けることは難しいと考えます。

■番

誰かに貸すことで、解決はできると思います。今ある農地が、農地か非農地かとなると農地ではないかなと思います。前回の状況と変わらないと思います。

■番

先月の案件については、1種農地内であることや、周辺地域の農地状況から継続しての農業は可能と考えたため。今回は、市街化区域でぽつんとある農地については、それも難しいと思います。

■番

通常の転用届出ではだめなのですか。

■番

税金は関係ないのですか。ずっと非農地にしなかったのはなぜですか。

■番

市街化区域で、転用届ではなく、非農地証明にする理由は。

■番

非農地にすれば、何にでも転用できます。

■番

なにか目的はあると思います。

■番

非農地にすれば、農業委員会の管轄ではなくなるということですね。

■番

相手の考えは関係ない。私は、非農地証明の許可ができないと思います。平成3年頃から休耕地であるが、草の管理も出来ており、農地性は喪失したとは認められないと思います。

事務局

事務局としても、農地法第5条の転用の届出を進めましたが、申請者の意向で非農地証明願出を提出されているため、非農地として承認するのかどうかを判断していただきたい。

■番

申請者の意見は関係なしに、農業委員会としてどうするべきかを判断したい。

■番

住宅地の中に耕作できる農地があることは、いいことだと思います。農地を復元したら、自宅付近に農地が出来るので耕作者としては便利でありがたい。

■番

それは、誰が耕作するのですか。周りの人が畑をされるのであれば、良いかもしれませんが、買い手がいないのに農地を復元しても意味がないのではありませんか。

■番

今後の利用方法ではなく、この農地が農地か非農地かのみを判断すれば、畑はできると思います。

事務局

高砂市農業委員会非農地証明事務取扱要領の第4条の4、周辺の状況からみて、その土地を非農地と判断しても特段の影響がないと見込まれ、かつ、次の要件のすべてを満たす場合。(1) 非農地となってから20年以上経過していると

認められる場合。(2) 農地法51条第1項による処分の対象となった土地ではない場合、または是正指導等の処分の対象の土地ではないこと。この条文に該当しているため、非農地として判断できると思います。

■番

非農地後、何をする予定ですか。農地か非農地かによって転用の制限は異なりますか。

事務局

建物を建てられるのではないかと思います。

■番

非農地にする意味がわかりません。

■番

本人が非農地にしたいのなら仕方ありません。

■番

条文に当てはまっている為、非農地で良いと思います。

■番

30年前から地上げをしていて、畑として利用していなかったのではありますか。

■番

申請人が近くにいたら管理できたと思いますが、遠方であるため管理ができていないのではありますか。

■番

他の目的のためであれば非農地証明ではなく、転用の手続きをしてもらった方がいいと思います。

議長

高農議22号非農地証明願について、採択をいたします。

承認する方は挙手願います。

各委員

(6人挙手)

議長

承認しない方は挙手願います。

各委員

(8人挙手)

議長

はい、ありがとうございます。

高農議第22号非農地証明願出のことは、承認6人、不承認8人ということで不承認となりました。

続きまして高農議第23号「農地利用集積計画の決定のこと」を議題といたします。

産業振興課、説明願います。

産業振興課

高農議第23号は、農地利用集積計画の決定のことでございます。

(高農議第23号を読み上げる)

議長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議の声がありませんので高農議第23号は承認されました。

続きまして報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第21号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、4件ございます。

(報告第21号、1～4番を読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

続きまして報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第22号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件ございます。

(報告第22号、1番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 続きまして報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第23号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件ございます。

(報告第23号、1番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議長 以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以上)

終了時刻 午前10時40分

議事録署名委員

杉田 住夫 委員

宮下 多恵子 委員